

## 告 示

### 埼玉県告示第七百三十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第五十一条第二項の規定により、次の認定特定非営利活動法人の認定の有効期間を更新したので、同条第五項において準用する同法第四十九条第二項の規定により公示する。

平成三十年七月三日

埼玉県知事 上田清司

#### 一 名称

特定非営利活動法人さいたまNPOセンター

#### 二 代表者の氏名

堀越 栄子

#### 三 主たる事務所及びその他の事務所の所在地

##### イ 主たる事務所の所在地

埼玉県さいたま市浦和区東仲町十二番十二号ツインハイツ一〇二号室

##### ロ その他の事務所の所在地

埼玉県越谷市赤山町三丁目二百六十番地十二

#### 四 更新後の認定の有効期間

平成三十年七月一日から平成三十五年七月一日まで